

## 西晋末期の諸集団について

— その統合の過程と理念 —

## 都 築 晶 子

## 序 言

西晋末の八王の乱とそれに続く永嘉の大乱は、王朝の基層をなす社会を根底から破壊し尽くした。とりわけ永嘉の大乱の過程で淮水以北の郡県は壊滅し、王朝の秩序体制は瓦解す

る。基層社会の人々は「今、天子播越し、中原に伯なし<sup>1)</sup>」という無秩序な状況の直中に放擲されたのである。戦乱は何よ

りも極限的な飢餓状況をもたらした。永嘉五年(三一)、前

趙劉聡の総攻撃によって洛陽が陥落し王朝が最後の破局をむかえた直後、つぎのような記録が残されている。「時に大飢

なり。賊帥侯都等、毎に人を略してこれを食らう<sup>2)</sup>」と。四半

世紀に及ぶ食人さえ日常化した時代状況のなかで、にも拘わ

らずその一方で、基層社会の人々は共に生きるために集団を形成し、「多者不過四五千家、少者千家・五百家<sup>3)</sup>」と集結して塙壁を築き、あるいは戦乱から隔たった揚子江流域へと南下してゆく。中国史上未曾有の大量の難民が発生し、全国規模での人口移動が始まったのである。

ところで、これらの難民集団、とくに塙壁集団については那波利貞氏の論考を先駆として、六朝史研究における多様な

領域と視角から多くの分析が積み重ねられてきた<sup>4)</sup>。このこと自体、塙壁集団の呈示する問題がより広く六朝(隋唐時代の

社会全体に深く関連することを示唆しよう。ここでは近年、六朝時代の基層をなす社会全体の構造を理解する関鍵として

塙壁集団——なかでも比較的詳細な記録が残されている後漢末の田疇、西晋末の庾袞の塙について——がとりあげられ論

議されていることに注目したい。

さて、このような視座から塙壁集団に言及したものに谷川道雄、川勝義雄両氏の「一連の研究がある。周知のように両氏は六朝貴族制の社会基盤を「豪族共同体」に求め、その具体的事例として田疇と庾袞の塙壁集団を挙げている。ところで塙壁集団の多くは、本来の日常生活の場を離脱した地平に形成された。とするならば一律に豪族共同体として呈示された塙壁集団と日常生活の場との間の位相の差異と関連をどのように把握するのか、その具体相がどのようなものか、が改めて問われなければならないであろう。

最近、この問題について興味深い視座を呈示したのが、佐竹靖彦「中国前近代史における共同体と共同体論についての覚え書——谷川道雄氏の見解を手がかりに——」(『人文学報』一五四・歴史学 東京都立大学人文学部 一九八二年)である。ここではその論旨全体を検討する余地はないが、以下の文脈に注目したい。佐竹氏は谷川氏が呈示した豪族共同体論から、日常生活の場における大小の独立した生産者間の非和解的矛盾を止揚したところに「豪族共同体」が成立する、という構図を剔出し、「地域的准国家構造」という概念で再把握する。その具体的事例として田疇、庾袞の塙をとりあげ、概ねこう

述べる。(1)塙壁集団はかなり広い地域の独立した生産者が、「有力豪族でかつ人々を組織するに足る能力とモラル」をもつ人物のもとに結集して形成される。(2)この両者の間に一種の主従関係が成立し、この主従関係を通して独立した家と家との間を整序すべき礼教に依拠した地域的秩序が形成される。(3)この集団には共同労働の存在が認められるが、何よりも自衛を目的とするものであり、直接の生産過程に関わるものではない。このことはこの集団の性格——永續性をもたず、完結した再生産構造をもたぬことに拠る。(4)日常生活の場における豪族のエトスには「対等者間のそれとしての庶民の日常倫理」が説かれており、庾袞の塙の誓約にみられる「独立した生産者としての他人のあり方をみとめた上での一致協力精神」と共通する、と。

佐竹氏の論旨は、塙壁集団と日常生活の場が、生産構造の有無という点で差異があるにせよ、「地域的准国家構造」として共通した構造(独立した生産者、エトスなど)をもつことを呈示するものであり、きわめて示唆に富むものである。だがなお二、三の問題点が残る。第一に、塙壁集団の多くは確かに永續的な生産構造をもたず、そこでの共同労働は直接の生産過程に関わるものではない——この点は塙壁集団と日常

生活の場との位相の差異でもある。しかし、目的を異にするにせよ塙壁内の共同労働のあり方そのものは日常生活の様々な局面にも存在したのではないだろうか。とするならば、改めてその相互関連性が問われなければならないであろう。第二に、塙主を「有力豪族」という概念で一義的に把握できるのか、という点である。佐竹氏は、塙壁集団の形成には豪族の指導者の精神的要素が決定的な役割をはたすとしても二次的派生的現象であるとし、本源的にはその物質力を基盤とするのみなしているように思われる。だが、豪族が官僚に転化する歴史過程としてはともかく、塙主には官僚士大夫も含まれる。佐竹氏の論旨からはやや離れるが、問題はこうである。六朝貴族制研究において、その理解の仕方は様々だが官僚士大夫が郷里社会から遊離してゆくことが指摘されている<sup>(6)</sup>。だが郷里社会とその周辺に成立する集団の中核に官僚士大夫が存在するとするならば、官僚士大夫と郷里社会とがどう具体的に関連するのか、という点をも射程に入れて集団の形成基盤が問われなければならないであろう。

さてこれらの研究の方向とは逆に、塙壁集団を通して六朝社会全体の構造を解明しようとしたのが趙克堯「論魏晉南北朝的塙壁」〔歴史研究〕一九八〇—六である<sup>(7)</sup>。趙氏は三〜六世

紀を分裂と戦乱の時代として把握し、かかる時代状況においては塙壁集団が重要な社会組織になったと。すなわち、後漢以降の地主大土地所有制(部曲佃客制)の発展の結果、「封建宗法思想」が強化され血縁・地縁を核とする「宗郷觀念」が育成されて塙壁集団形成の経済的思想的基礎となった。この塙壁集団は宗豪、家族共同体、流民の三つに分類できるが、いずれもこの「宗郷」集団が基本となる。後漢では莊園に宗豪の塙壁の萌芽がみられ、後漢末、西晋末と時代が降るにつれて家族共同体、流民塙壁が登場する。さらにこの塙壁内ではとくに華北を中心に生産が行われるが、その類型によつて現れ方に差異があるにせよ共通して封建的な階級関係とともに平均主義的な共同体関係をもみいだせる。このことは塙壁集団のおかれた地理的環境、時代状況に起因する、と。

趙氏の論旨は塙壁集団を六朝時代を通して現れる基本的な社会構造とみなす点で興味深いものである。だが個々の事例の解釈についての疑問はひとまず措くとして、塙壁集団を即目的に完結した生産単位とみなすことにはやはり困難があるろう。第一に実態として。華北に残存した塙壁集団のなかには、村落に転化したり北魏の宗主制へと展開したものもあるが、塙壁の築かれた地理的環境では生産の持続はかなり困

難であり、何らかの再編があったのではないだろうか。すなわち、日常生活の場の延長上に塙壁集団を位置づけてその内部に生産構造を求めたのではなく、両者の位相の差異を前提として、共存形態としての塙壁集団を恒常的に生成せしめるような六朝社会の構造、そこにひそむダイナミズムのあり方こそ問われねばならないであろう。第二に、塙壁集団さらにはその背景をなす荘園を完結的な封建的生産様式とみなすならば、六朝時代を通して官僚貴族制が形成されたのはなぜか、という問題が依然として残されるのである。

以上のようにみてくると、塙壁集団をめぐる従来の研究は、六朝社会を理解する閥鍵として個別的に塙壁集団に言及するか、あるいは塙壁集団そのものから即自的に六朝社会を理解しようとするか、そのいずれかの視座に立つものであるように思われる。こうした研究の重要性はいうまでもないが、その視座自体が上述してきた問題点の理解を不鮮明なものにしているのではないだろうか。本稿はこのような問題意識から、西晋末期に焦点をあてて塙壁集団など様々な諸集団を改めてその時代と社会の具体的な文脈のなかから描出することを目的とする。無秩序化した基層社会のなかからどのような回路を通してこれらの諸集団が形成されたのか、諸集団

の統合はどのように成立しどのような理念に依拠したのか、その統合の過程と理念は日常生活の場の文脈とどう相互に関連しあうのか、その具体的な脈絡を辿りたいと考える。すでに多くの先学の研究があり、屋上屋を架すことになるが、こうした作業を通して共生のための諸集団を生成せしめた西晋王朝の基層をなす社会の構造、そこにひそむダイナミズムを理解する糸口としたい。

## 第一章 地域社会の分裂

中国全土を席捲した未曾有の大混乱の端緒をひらいたのは、「司馬氏の父子・兄弟、自ら相魚肉す」と評された八王の乱にあったといってよい。西晋王朝の秩序体制は、理念上その秩序の根源とされた王朝の内部から瓦解したのである。<sup>(9)</sup>

永康元年(三〇〇)に戦端をきった八王の乱と相前後して、氏族齊万年の叛乱を契機に飢饉にみまわれた関中から巴蜀方面へ、さらには巴蜀から荆湘方面へと地滑りのような大量の難民の流徙が始まった。<sup>(10)</sup>しかし首都洛陽を中心とする晋室諸王の泥沼のような抗争はとどまるところをしらず、巴蜀・荆湘一帯の混乱を收拾できぬまま、遂には中国北部に徙居

していた北方諸民族の自立を招来する。永安元年(三〇四)、匈奴劉淵が并州に自立、劉淵と対峙していた并州刺史・東嬴公司馬騰は、二年後并州から鄴に撤退した。それとともに三世紀末以来、慢性的な飢饉に陥っていた并州の人々も南下し、なかでも州将に率いられた万余人は「乞活」と号して冀州一帯に「就穀」した。<sup>(11)</sup> 太康初年(三〇〇年代)の并州の総戸数は約六万戸、「余戸二万に満たず」という、この大規模な人口移動と乞活集団の出現は、永嘉の大乱の先触れにほかならなかった。

かくして西晋王朝の秩序体制は中央、地方とも瓦解し、全国規模での無秩序化が進行する。それでは王朝の秩序体制の基層をなす郡県次元での地域社会においては、どのような状況が展開されたのか、ここでは二、三の事例をとりあげてその具体相をみてゆきたい。

一、河東郡・平陽郡 河東・平陽は劉淵の本拠地であった左国城と洛陽の中間地帯に位置する。永嘉二年(三〇八)、南下を開始した劉淵は先ず平陽・河東を攻撃、「河東・平陽の属県・壘壁、盡く降」<sup>(14)</sup>った。この一帯からも大量の難民が発生し、黄河を渡って豫・荆方面に流徙した。平陽からは「塢主」に推された旧郡督護の李矩が「郷人」とともに渡河して滎陽

に屯<sup>(15)</sup>じた。同郡の李洪も流人数千人を率いて襄城舞陽県界に塢壁を築いている。<sup>(16)</sup> 翌永嘉三年にはつぎのような記録がみえる。

河東・平陽・弘農・上党の諸流人の潁川・襄城・汝南・南陽・河南に在る者数万家、旧居の人の礼せざる所となり、皆城邑を焚焼し、二千石・長吏を殺す(『晋書』卷一〇〇 王彌伝)

これら諸流人も李矩、李洪の事例のように集団を組織して南下していたのであろう。河東の難民はさらに揚子江中流域南岸にまで流徙した。東晋王朝樹立後の咸康三年(三三七)に「河東の人の南寓する者を以て、漢の武陵郡孱陵県界の上明の地に河東郡を僑立」し、旧河東郡の属県のうち安邑、聞喜県を統属させた<sup>(17)</sup>という。

このような大規模な難民集団に限らず、有力な一族のなかには単独で家族・宗族を率いて南下した事例も少なくない。例えば郷里で卜筮術を教授していた聞喜県の郭璞は永嘉の大乱を予知し、「姻昵及交遊数十家」を率いて南徙、江南デルタの毗陵郡暨陽県に居を定めている。<sup>(18)</sup>

その一方で河東・平陽の人々は郷里にとどまり、近辺の峻険な地に塢壁を築いて自衛した。先に劉淵に投降した壘壁

も、こうした民間に形成された塙壁集団であろう。この外、河東郡汾陰県の薛氏は一族の統率者薛強を中心に五胡十六国の戦乱を通して「常に河に憑りて自ら固く」し、四世紀末に至るまで自立を固守した。<sup>(19)</sup> また四世紀半ばの記録に「裴氏堡」という河東界の要害がみえる。<sup>(20)</sup> 後代の胡三省の注釈によれば「永嘉の乱、裴氏宗を挙げて險に抛りて堡を築き以て自守す。後人因りて屯戍を置く。故に堡な裴氏の名あり」と。<sup>(21)</sup> この裴氏はつぎに述べる聞喜県裴氏の一族であろう。

ここで河東郡出身の官僚士大夫の動向について触れておきたい。例えば裴氏について。周知のように裴氏は琅邪王氏と並ぶ魏晋の名族であり、<sup>(22)</sup> 西晋王朝の中央・地方の要職を占めていた。裴氏のうち中央官僚の系統は洛陽に徙居していたらしい。この系統の裴氏は八王の乱の前段階の政争で殺害され、あるいは永嘉の大乱で慕容燕、石趙、涼州、東晋諸政権のもとに文字通り四散する。<sup>(23)</sup> この中央官僚の裴氏と塙壁を築いた在地の裴氏との関係は不明、裴氏一族は中央と在地の各系統で別行動をとったものと思われる。<sup>(24)</sup> この外、河東解の柳氏のうち柳卓は永嘉中に「本郡より襄陽に遷り」、従父柳者はその経緯は不明だが、後趙に仕官した。<sup>(25)</sup> 柳氏は南北に分裂したのである。

かくして永嘉の大乱の初期の段階で匈奴の攻撃をうけた河東・平陽の地域社会には大量の難民が発生して大規模な人口移動がおこり、四分五裂の状況を呈した。官僚士大夫の家では、その政治的地位によって宗族さえ分裂した事例がみえる。

二、河内郡 河内郡は黄河を挟んでほぼ洛陽の北岸に位置し、戦乱時には首都攻撃の軍勢が集結する「四分五裂、戦争の地」であった。<sup>(26)</sup> すでに八王の乱の初期の段階で激戦地となり、多数の戦死者をだしている。<sup>(27)</sup> 河内郡は河東・平陽郡の事例とは様相を異にする。河東・平陽など司州北部の諸郡を陥落させた劉淵は永嘉四年(三二〇)に死去、そのあとを継いだ劉聡は同年、河内太守裴整を懷県に包囲する。河内の楽仰は裴整を捕縛して劉聡に降伏し、一方、郡督将であった河内懷の郭默は「遺衆」を率いて自ら「塙主」となった。<sup>(28)</sup> 懷城の東南、黄河に面した殷城に依拠したものと思われる。<sup>(29)</sup> この郭默の率いる塙壁集団は、その後ほぼ十年間に亘って河北における数少ない漢人勢力のひとつとして存続した。

このように河内懷の人々は劉聡政権に投降した楽仰と、塙主となった郭默にそれぞれ依附して内部から分裂したのである。この外にも河内一帯には幾つかの塙壁が築かれた。<sup>(30)</sup> また

河内郡の黄河下流域に位置する汲郡界の枋頭には汲郡の向氷の率いる数千人規模の塙壁があり、黄河河岸には地形上多くの塙壁が築かれたであろう。

三、青・兗方面 この一帯は河北からほぼ十年遅れて後趙の領域下に入る。直接匈奴の攻撃をうけて瓦解した河北諸郡とは様相を異にし、中央の政治変動と連動して内部から分裂してゆく。青州混乱の端緒は光熙元年(三〇六)に東萊に蜂起した王彌の乱にあった。王彌は東萊曲城の「家世二千石」の出自。翌永嘉元年、青・兗・豫州の諸郡を寇略し、洛陽に至って朝廷軍に敗れ劉淵の傘下に入る。<sup>(32)</sup>一方、朝廷側は荀晞を青州刺史に任命して、事態の收拾をはかるが、荀晞は青州の人々から「屠伯」と呼ばれ、社会不安が深刻化する。<sup>(33)</sup>永嘉四年(三二〇)、匈奴側の王彌はその部将、東萊牟平の曹嶷を青州に派遣、青州刺史荀晞は兗州高平に敗退した。かくして曹嶷は斉国界の濁水流域に広固城を築いて根拠地とし青州一帯を席捲、数年後には「齐鲁の間の郡県・壘壁、降る者四十余ヶ所」と。匈奴からも半ば自立する。<sup>(34)</sup>

さて曹嶷の攻撃によって郡県が陥落すると、難民が発生して「豪傑」に依附し「所在屯聚」した。郡主簿であった長広掖<sup>(36)</sup>の蘇峻は「流旧三千余家」を結集して本県に塙壁を築き、周

辺の豪傑を糾合して「主」に推された。<sup>(37)</sup>東萊には永嘉元年、朝廷側から東萊の鞠羨が本郡太守として派遣される。郡出身者の郷里に対する影響力を配慮した措置であろう。鞠羨の戦死後はその子の鞠彭があとをひき継ぎ、東萊の人々を統率した。<sup>(38)</sup>鞠彭も実質上蘇峻と同じく在地の塙主に変容していたとみせよう。

このように青州には同郷の曹嶷、鞠彭、蘇峻の各勢力が並立、内部分裂の様相を呈した。だが太興二年(三一九)に至って曹嶷に急迫された蘇峻は数百家を率いて海路を江南に逃れた。同じ頃、鞠彭も「郷里」曹嶷と戦いを続けて「百姓をして肝腦地に塗れしむ」ことを廻避し、「郷里千余家」を率いて海路から遼東に流徙する。<sup>(39)</sup>周辺の諸勢力を駆逐した曹嶷はしかし、河南に駐屯していた祖逖の死を契機に一挙に南下を始めた石勒の軍勢によって太寧元年(三二三)に敗れ、「青州の諸郡県・壘壁、盡く(石勒に)陥」った。<sup>(40)</sup>

青州の戦乱はその南部、さらには隣接する兗州へと拡張した。青・徐の州境に位置する城陽郡では、州治中であった姑幕県<sup>(41)</sup>の徐澄之が永嘉中に「郷人」臧瓊らと「子弟并閭里士庶千余家」を率いて京口に流徙した。兗州の高平国には曹嶷に破れた青州刺史荀晞が逃げこんだことにも示されるように、戦

乱が時をおかずに波及する。

永嘉五年(三二二)、高柔、高平成羅主なり。時に曹嶷、賊寇離乱し、人民皆塙壘して自ら固くす云々(『太平御覽』卷三七四引『統搜神記』)

かかる緊迫した状況のなかで高柔らが遭遇した怪異譚が続く。<sup>(42)</sup> 戦乱の拡大とともに高平一帯には大小の塙壁集団が組織されたであろう。洛陽から帰郷した高平金郷の郝鑿が宗族・郷曲、州中の士から「主」に推され、「千余家」を率いて州境を越え豫州の魯の嶧山に塙壁を築いたのもこの時期である。<sup>(43)</sup>

しかし、石勒の南下とともに青州陥落の前年の永昌元年(三三二)、郝鑿は嶧山から合肥に撤退、琅邪内史孫黙は石勒に降伏、「徐・兗の間の壘壁、多く任を送りて降るを請う」と。石勒はひき続き徐・豫州の諸郡を陥落させ、太寧三年(三三五)には淮水以北の郡県をほぼその領域下に入れたのである。<sup>(45)</sup>

以上郡県次元の地域社会は、首都との地理的・政治的關係によってその状況に差異があるにせよ、分裂に分裂を重ねたといっても過言ではないであろう。いずれの地域社会においても大量の難民が発生して自律的に大小の集団を組織し、揚

子江流域や遼東方面に流徙し、あるいは塙壁を築いて自衛する。ここで注目すべき点はこうである。郡県の地域社会は政治上の行政区画であるが、同時に先述した東萊の鞠彭が敵対していた同郡の曹嶷を「曹亦郷里」と称していることに明示されるように、しばしば「郷里」として一体感をもって観念された。この「郷里」の観念は県・郡・州の各境域に適用された。<sup>(46)</sup> だがその意味での「郷里」の一体性は上述してきたように実体として瓦解する。そこで浮上してくるのは、むしろより低位の、郡県の基層をなす家族・宗族、閭里・郷曲といった狭小な血縁・地縁集団——以下「郷宗」集団と呼ぶ——であり、あるいは特定の人物に率いられた複雑な構成をもつ大規模な集団であった。それではこれらの大小の集団の内部に降りたつて、その構成をみてみよう。

## 第二章 諸集団の構造

ところで西晋末の塙壁集団の構造については、すでに幾つかの分析がある。重複する部分も多いが、ここでは前章で述べた郡県の地域社会の分裂状況との関連に重点を置いて再検討したい。



先述したように民間に形成された諸集団の構成、規模は多様であった。先ず最小規模の集団から。河東聞喜の郭璞の事例では、家族、姻戚及び親交のあった家から構成され、いわば家族が核となった集団である。塙壁集団についても、例えば永嘉五年(三二一)、荆湘一帯に蜂起した杜弢の乱を背景とする安成郡宜陽縣(江西)の女子彭娥の変化譚に、長沙の賊に塙壁を破られ「父母・昆弟十余口」が襲われたと(48)。この事例では本来住居に塙壁が附属していたのか、戦乱に備えて塙壁を築いたのか判然としないが、家族から構成されていたと思われる。時代は北魏に降るが、濟南祝阿県界の濟水の河岸にあった什城は「故の邸閣なり。祝阿の人孫什、家を將いてこれに居し、以て時難を避く」と。邸閣が築かれた時期は不明、孫什は在地の有力な家であろう。

家族・宗族から構成された塙壁集団のなかでも最大規模のものは、先述した河東汾陰の薛氏の事例である。薛氏は永嘉の大乱からほぼ一世紀後の記録に「同姓有三千家」とあり、さらに四世紀末以降のほぼ二十年間に数次に亘って「部」あるいは「五千家」を率いて北魏に内属している。すなわち薛氏の塙壁集団は複数の営部に分かれており、薛氏一族を中心に他姓の統属関係のあった人々をも内包していたのであ

う。ところで汾陰県一帯には「河東蜀薛」とも呼ばれた薛氏と同様、蜀から移住してきた複数の宗族が集居していたらしい。薛氏の北魏内属と相前後して「河東蜀民」黄思・郭綜らの「営部七百余家」及び「河東胡・蜀五千余家」が内属している。このように薛氏ら蜀からの移住者は北魏から一括して蜀民として認識されており、本来汾陰土着の人々とは別に独自の存在形態をとっていたとも考えられる。五胡十六国を通して自立を固守した背後には、薛氏のみならず他の宗族をも含めた蜀民としての結合があったのではないだろうか。

さて宗族さらに郷曲を含めた結合を基盤とする塙壁集団は、周知のように王莽末の戦乱期に遡ってみい出すことができる。だが永嘉の大乱においては、薛氏のような特異な事例は例外として単独の宗族だけでは自衛は困難であった。河東の裴氏堡、祝阿の什城など、多くの塙壁が五胡諸政権の軍事施設に転化している。また匈奴に投降して在地で存続が認められた塙壁集団のなかには郷宗結合を基盤とするものもあつたと思われ、それが北魏の宗主制へと展開していったのであろう。しかしながらこうした塙壁集団が王莽末に比較していわば歴史の背景に後退しているのとは対照的に、次元を異にする複雑な構成をもつ大規模な集団が表層に浮上してくるこ

とに注目したい。このことは時代状況の差異という外在的契機もあろうが、同時に後述するように西晋社会自体がこのような集団を形成するダイナミズムを内包していたことを示唆するのではないだろうか。つぎにこのような集団について検討する。

最初に先述した平陽の李矩、河内懐の郭默の事例について。李矩の塢壁集団は「郷人」から構成された。李矩が旧郡督護であったことを勘案するならば、この郷人とは郡の境域にわたる人々であろう。この外、甥郭誦など李矩の家族、姻戚も含まれていた。さらに滎陽の塢壁には一帯の流民も加わった、「離散を招懐し、遠近多くこれに附す」と。<sup>(58)</sup>郭默の塢壁集団も李矩の事例と類似した構成であった。郭默の家族、姻戚である河内の豪民陸氏一族、懐県の「遺衆」の外、後に「流人の依附する者漸く衆し」とあるように流民が加わっている。<sup>(59)</sup>これらの塢壁集団は、当初の郡乃至県の境域内の人々から構成され、ついで流民の参加によって規模が拡大したものである。

つぎにより複雑な構成をもつ集団について。先述した城陽姑幕の徐澄之と郷人臧琨らに統率された「子弟并びに閭里の士庶千余家」とは、徐氏、臧氏の一族と閭里の他姓の士人・

庶民を指すのであろう。ではこの千余家とはどの範囲を意味するのだろうか。太康初年の城陽郡の一県平均戸数は一二〇〇戸<sup>(60)</sup>、「千余家」という数値は姑幕県の戸数にほぼ匹敵し、県の地域社会全体の人口移動ともみなしうる。しかし郷人臧琨は同郡莒県の人であつたらしい。<sup>(61)</sup>この想定が妥当であるとするならば、この集団は少なくとも二県にわたる、徐氏・臧氏と何らかの関係をもち閭里の士庶から構成されたものであろう。この場合、士人が含まれていることから徐氏・臧氏との経済的な統属関係とは別の次元で組織されたといつてよい。ではこのような県の枠組みを超えた集団が形成される回路とはどのようなものであろうか。

渤海蓆の高瞻は尚書郎に在官中、永嘉の大乱に遭って帰郷した。そこで「父老と議し」て渤海郡が必ず「寇庭」となることを説き、幽州刺史王浚のもとに避難することを提案する。「衆咸これを善とす」と。かくして高瞻は叔父高隱とともに「数千家」を率いて幽州に流徙した。<sup>(62)</sup>ちなみに、太康初年の渤海郡の一県平均戸数は四〇〇〇戸<sup>(63)</sup>、数千家というほぼ一県規模に相当する集団がどの範囲に及ぶものかは判然としない。ただここではつぎの点に注目したい。父老は「衆」とも表現されるように複数であった。この父老とは日常生活を

共にする狭小な郷宗集団の指導者層を意味しよう。とするならば、この「数千家」とは父老層が統率するより基層的な郷宗集団の集合体であり、さらには高瞻―父老層―郷宗集団という重層構造に依拠して組織化されたと理解できよう。つぎに注目すべきは、この集団形成の根底に高瞻の政治的な情況判断を父老層が支持する、という回路に表象されるような人的結合関係が横たわっていることである。すなわち郡県の地域社会とは次元を異にする、父老層を媒介とした人的結合の脈絡を通して集団が形成されるといってよいであろう。加えてこの人的結合関係は何らかの強制力に依拠して成立したものである。例えば時代は後漢末に遡るが、河内温の司馬朗は董卓の戦乱を予測して帰郷し、「父老」に河内郡が「四分五裂、戦争の地」であること、避乱すべきことを説く。「父老、旧を恋いて従う者ある莫し」と。<sup>(64)</sup>ここでは司馬朗と父老層との間に乖離が生じている。このことは時代状況の差異もあろうが、こうした人的結合関係が何よりも情況判断に対する父老層の支持・不支持に依拠していたことを示している。

ここで塙壁集団に眼を転じてみよう。八王の乱の初期の段階で河南・潁川一帯にまで戦乱が波及すると、潁川鄆陵の庾袞は「同族及び庶姓」――郷宗集団――<sup>(65)</sup>を率いて禹山に逃れ

た。禹山は激戦地となった河南郡陽翟県の近辺に位置し、この方面から流入した難民も少なくなかったであろう。これら難民も庾袞の場合と同様、様々な規模の郷宗集団を組織していたと思われる。庾袞は禹山に集結した「諸羣士」から「主」に推され、ついで「邑をして其の長を推さしめ、里をして其の賢を推さしめ、身みづからこれを率う」と。邑里の賢長者とは、多田狷介氏の指摘するように「郡」と「里」の指導者層を意味しよう。<sup>(66)</sup>と同時に潁川・河南一帯から流入した難民集団の統率者でもあろう。すなわち、禹山の塙壁集団は郡の枠組みを超えて分散的に流入した郷宗集団を再編成したものといつてよい。ここでも庾袞―邑里の賢長者―郷宗集団という重層構造をみいだすことができる。同時にこのような集団の形成過程は、この集団が庾袞に対する邑里の賢長者の支持、それを媒介とする構成員全体との人的結合関係に依拠していたことを示唆しよう。<sup>(67)</sup>

つぎに高平金郷の郝鑿の事例について。郝鑿は宗族・郷曲、州中之士に推されて「主」となり、「千余家」を率いて嶧山に移動した。太康初年の高平国一県の平均戸数は約五四三戸、<sup>(68)</sup>この千余家は州中の士も含まれていることから、郡県の枠組みを超えた兗州全体に及ぶ広汎な人々から編成された

のであろう。さらにその後、「衆、数万に至る」とあるように多くの難民が流入した。これら難民は庾袞の塢壁集団と同様、郗鑿を中心に再編成されていったと思われる。<sup>(69)</sup> ちなみに嶧山には「嶧孔」と呼ばれる広大な洞窟があり「乱に遭えば輒ち家を將いて嶧に入る」と。<sup>(70)</sup> 嶧山は兗州の人々にとっても避乱の場として伝えられていたのであろう。禹山については不詳だが、陽翟県は後漢代では潁川郡に属しており、潁川一帯の人々にも避乱の場として認識されていたのではないだろうか。

以上、西晋末に特徴的にあらわれる大規模な集団について考察してきた。これら集団の基層をなす郷宗集団は本来郡県の地域社会の境域内において、日常生活の政治・経済などの局面で有機的な諸関係をとり結んでいたと思われる。だが戦乱でかかる諸関係が瓦解すると、郷宗集団はその指導者を媒介として特定の人物のもとに自律的に集結する——例えば高平国においては一部は成邈・高崇の庇護のもとに、一部は郗鑿のもとに。このような状況は前章で述べたように、普遍的な現象であったといつてよい。さらにその行動範囲は郗鑿、庾袞の事例に示されるように、しばしば郡県の枠組みを超えた拡がりをもつ。すなわち、危機的状况に直面して郡県の一

体性は崩壊し、特定の人物を結節点として郷宗集団が再編され、かかる人的結合関係が生きた実体として機能している。繰返し述べるならば、西晋社会自体がかかるダイナミズムを内包していたことが予想されるが、ここではひとまず、このような場において特定の人物が「主」と呼ばれ重大な役割を担っていることに注目したい。

そもそも西晋末の民間の集団が「主」を推戴するのは普遍的な行動様式であった。塢壁集団には「塢主」「主」という呼称が頻繁にみられ、流民集団でも范陽遵の祖逖のように「行主」という呼称がみえる。<sup>(71)</sup> さらに叛乱集団でも「主」が推戴された。例えば巴蜀から荆湘一帯に流入した難民は、他の地域と同様、様々な規模の集団を組織して一帯に分散していたと思われる。<sup>(72)</sup> 永嘉五年(三一一)、巴蜀流民は「旧百姓の侵苦する所となり」各地に蜂起した。時の荊州刺史王澄は、八千人を揚子江に沈めて弾圧する。「是に於いて益・梁の流人四五万家、一時に俱に反し、杜弢を推して、主となす」と。<sup>(74)</sup> 杜弢は蜀郡成都の出身、南平郡に流寓し、当時は醴陵令(長沙郡)に在官していた。<sup>(75)</sup>

それでは、このような集団の統合者たる「主」とはどのような人々であったのか、つぎにこの問題を検討したい。

### 第三章 「主」の社会的位相

塙主・行主の多くが一般に望族・豪族であったことは、すでに先学の諸研究の指摘するところである。いったい広汎な領域の郷宗集団を統合するうえで、「主」のみならずその背景をなす社会的位相は重要な意味をもつであろう。しかし、この「主」の社会的位相がどのようなものであったのか、さらに当時の社会全体の文脈とどのように相互関連的に把握するのか、という問題についてはなお充分論議され尽くされていないように思われる。ここではこの問題を考察したい。

さて「主」に推された人々の社会的位相をとりあえず貴族制の階梯を指標に類型化すると、(1)上層官僚士大夫の家 (2)下層官僚士大夫の家 (3)地方武士 (4)在地豪族の四つに大別できよう。但し「主」とその背景をなす一族との間には、ときとして位相の差異があることをあらかじめ指摘しておきたい。

先ず第一のグループから。最初に禹山の塙主、潁川郡陵の庾袞の家をとりあげる。庾氏については多田狷介氏の精緻な研究があり、<sup>(76)</sup>詳細はそれに譲るとして以下の点を述べておき

たい。庾氏は魏から西晋にかけて中央官僚界に進出し、庾袞の従兄弟の世代には典型的な中央貴族を輩出している。<sup>(77)</sup>しかしその一方、庾氏は濃厚な在地性を保持していた。庾袞の従父庾峻・庾純は中央の要職にあったが、その兄弟六人のうち三人は在郷している。<sup>(78)</sup>加えて庾氏には処士の系譜をみいだすことができる。庾袞の曾祖父庾乘、祖父庾遁、<sup>(79)</sup>父といずれも処士あるいは処士的な生涯を過ごした。父については兄弟がともに「貴盛」であるにも拘わらず「独り貧約を守る」と。<sup>(80)</sup>庾袞は周知のように、郷里で学問に専念し教授のかたわら自ら農耕に従事するといった典型的な処士として「貧苦」な生活に安んじた。<sup>(81)</sup>

このように庾氏は中央官僚と在地の士大夫という二面性をもつ。では、このような庾氏を背景とする処士・庾袞の境位とはどのようなものであろうか。庾袞は身分上は貴族制の枠外にある庶民であり、<sup>(82)</sup>郷里社会内部に在って経済的にも一般庶民とあまり差異のない生活を送っていた。だがその反面、<sup>(83)</sup>庾氏の子弟として「貴盛」の系譜の従兄弟や同郡の中央官僚の子弟と交流があり、それを通して州郡から辟召され清白異行に察挙されて「庾異行」と呼ばれた。その意味において庾袞は郷里社会と中央官僚界との中間領域に位置する両義的

な境位にあったといつてよい——このことは別の機会に論じたように処士という地位自体に共通するものではあるが。<sup>(83)</sup>

つぎに嶧山の塢主、高平金郷の郝鑿の家について。郝氏は庚氏より遅く郝鑿の叔父郝隆に至って中央官界に進出する。<sup>(84)</sup>

郝隆は尚書郎(六品)から吏部郎を経て東郡太守となり、八王の乱の戦端をきった趙王倫が朝廷の実権を掌握すると散騎常侍(三品)、揚州刺史に任命された。当時「名位已に顕わる」と称せられ、「諸子悉く京洛に在り」とあり、典型的な中央

官僚の地歩を築きつつあったといつてよい。さて郝鑿は少くして「孤貧」、「躬ずから隴畝を耕し、吟詠して倦まず、儒雅を以て名を著」わすが、州命には応じなかつた。<sup>(87)</sup> 中央官

僚たる郝氏にあつて郝鑿は郷里で処士的な生活を送つていたのである。その後、おそらく叔父郝隆の勢力を背景に趙王倫の掾に辟せられ洛陽に赴いた。趙王倫が失脚し、それに絡んで郝隆父子が殺害された後も、参司空軍事(七品)、太子中舍人、中書侍郎(五品)と、中央官僚の階梯を上つた。郝鑿はしかし、洛陽陥落の混乱に巻きこまれて帰郷する。<sup>(88)</sup>

このように郝氏のなかで郝鑿のみが、ほぼ十年の歳月を経て郷里に戻つた。では帰郷後の郝鑿について。郝鑿は「郷里に在りて甚だ窮餒す。郷人、鑿の名徳なるを以て伝えて共にこ

れを飴<sup>やしな</sup>う」と。また「恩義」を感じていた「州中之士」がともに資贍し、郝鑿はそれをさらに「宗族及郷曲孤老」に分かち与えたともいう。この郝鑿と宗族の窮乏状態は、郝氏が郷里にほとんど経済基盤をもたなかつたことを示している。しかしここで注目すべきは、郝鑿を郷人、州中の士が「名徳」「恩義」として支持していることである。それは同時に、郝鑿の背景をなす「名位已顕」たる郝氏に対するものでもある。かかる回路を通して郝鑿と郷人、州中の士は結びついていたのであり、ここに郝鑿の郷里社会における場があつたと思われる。

さてこのようにみてみると、同じく中央官僚であつた一族を背景とする庾袞、郝鑿の郷里社会における位相には、現れ方を異にするにせよ共通した基調をみいだすことができる。庾袞、郝鑿とも経済基盤をもたなかつた。郝鑿は郷里に戻ることで中央官僚であると同時に、在野の士大夫と同じ位置に立つ。その点でも庾袞の両義的な境位に共通しよう。

それでは第二のグループについて。このグループと第一のグループとの間に明示的な差異があつたわけではない。河東裴氏など少数の名流貴族を除いて貴族制内部はなお流動的であつたろう。ここでは西晋末の時点での相対的な位置関係を

示すために、とりあえず区分を設定したい。

さて、「行主」范陽遵の祖逖の家は「世吏二千石(五品)、北州の旧姓<sup>(89)</sup>」であったが、異母兄の祖納は「門寒<sup>(90)</sup>」とある。

宮崎市定氏が指摘するように、貴族制全体からみれば寒門であり、地方望族ともいべき家であった<sup>(91)</sup>。その意味では庾氏より下位に位置するにせよ、新興の郗氏とはほとんど差異はないであろう。反面、祖氏は郷里の郊外に「田舎」をもち、かなりの規模の土地を所有していた<sup>(92)</sup>。ところで、このような祖氏にあって祖逖、祖約兄弟は洛陽に近い陽平部に僑居し、臺郎・州都(尚書郎・州大中正)に在官していた母方の程氏の庇護のもとに「清途」を陞<sup>(93)</sup>ったと。とするならば、洛陽陥落後に祖逖が率いた「親党數百家」が范陽遵の人々であったかどうかは疑問が残る。だがその後祖逖が河南に駐屯すると、范陽の李産は郷里から「同郡祖逖」のもとに避乱している<sup>(94)</sup>。祖氏は依然として郷里に影響力を保持していたといつてよいであろう<sup>(95)</sup>。

先述した渤海裔の高瞻は尚書郎に調補されたと。前任官は不明である。慕容廆から「君、中州の大族、冠冕の余なり」と称せられた<sup>(96)</sup>。叔父高隱は玄菟太守、代々二千石を輩出しており、祖氏と同様の家であろう。巴蜀流民の叛乱の「主」に

推された杜叟の家は蜀の望族であるが、祖父杜植は符節令、父杜軫は略陽護軍、寒門といつてよいであろう<sup>(98)</sup>。この他、先述した城陽姑幕の徐澄之は州治中(治中從事史)<sup>(99)</sup>、州治中は尚書郎に比せられた州の綱紀であり、地方望族の就官すべき地域社会における重要な地位であった<sup>(100)</sup>。長広掖の蘇峻は父蘇横が安樂相(五品)、蘇峻は郡主簿であったが、「単家」と評されている<sup>(101)</sup>。だが、郡主簿も郡の綱紀、地方望族であろう<sup>(102)</sup>。

このように「主」に推された官僚士大夫は寒門ではあるが地方望族の家を背景とする事例が比較的多い。州治中、郡主簿など州郡の地域社会の重要な官位に在り、あるいは戦乱とともに帰郷し、いずれも郷里社会との関係が深かったことを確認しておきたい。

つぎに第三のグループ、すなわち官僚士大夫とは明確に区別された地方武吏について。旧井州州将から編成された「乞活」はその後幾つかの集団に分裂し、一般の難民集団と同様、各地に塙壁を築き南方に流徙した<sup>(103)</sup>。例えば陳留浚儀の蓬陂に塙壁を築き塙主となった旧乞活師陳午の従父陳川は、もと太原の「太陵県吏」と<sup>(104)</sup>。県吏は概ね「卑賤」の出であった<sup>(105)</sup>。一方、乞活師田蘭・薄盛は「井州大姓」と称されている<sup>(106)</sup>。このように乞活は井州の地域社会の卑賤の家から在地豪族層ま

での様々な階層を背景としていたのであろう。

先述した河内懐の郭黙は代々「屠沽」を家業とする「微賤」の出、「壮勇拳捷」をみとめられて河内の「世之豪民」陸允の女を娶り、郡督将となった。<sup>(10)</sup>平陽の李矩の出自は不明、郭黙と同様武人としての資質にひいで、県吏、征西將軍梁王彤の牙門を経て郡督護に任ぜられた。<sup>(11)</sup>県吏という官歴からすれば、やはり卑賤の出であろう。

これら郡督将、督護はいずれも本籍地採用であり、<sup>(12)</sup>その意味では郷里社会の周縁に位置するといつてよい。ではこれらの地方武吏は地域社会全体の文脈のなかでどのような位置を始めていたのだろうか。地方武吏についての記録はほとんどみあたらない。管見の限りでは呉の牙門将の給使、江夏安陸の朱伺が呉の平定後に「郡督将」となったとある。<sup>(13)</sup>朱伺は「武勇あるも訥口、書を知らず」、郷里の「士大夫」に出会おうと「揖して名を称するのみ」と。将督と士大夫との間には厳然とした社会上の区別が横たわっていたのである。

ところで朱伺は西晋末の張昌の乱の鎮圧に加わり、郡の「騎部曲督・加綏夷都尉」(八品)に任命された。朱伺の官歴からすれば、将督―部曲督は一定の階梯であり同系列の武吏であろう。とりあえず、この点を手がかりに考察を進めよ

う。洛陽陥落後、梁国部曲将耿奴は「甚だ人情を得て勢を専らにす」と。梁国内史王玄はやむをえず容認していたが、陳留太守に転出する際に耿奴を殺害、ついで耿奴の「余党」が王玄を殺害した、とある。<sup>(14)</sup>すなわち戦乱という時代状況において、外部から赴任してきた琅邪王氏の一族であった王玄より、郷里のおそらくは卑賤の出である部曲将の方が、地域社会の人々の支持を得て隠然たる勢力をもっていたことを、この事例は示している。さらに郭黙が豪民陸氏と婚姻関係を結んでいたことにも窺えるように、在地豪族層と結びつく場合も少なくなかったであろう。

このように、地方武吏は官僚士大夫とは区別され貴族制の末端乃至枠外に在ったが、その一方、郷里社会の周縁に位置し州郡の境域に隠然たる影響力をもっていたと思われる。とりわけ永嘉の大乱、王朝の秩序体制の瓦解、といった時代状況においては、耿奴の事例に示されるような兵士(党)との半ば私的な結びつきは重要な意味をもったであろう。<sup>(15)</sup>

最後に第四のグループについて。在地豪族の場合、薛氏のように宗族、その延長上に位置する従属民あるいは郷曲(蜀民)の枠内で完結し、より広汎な郷宗集団を統合する位相にはなかったと思われる。流民が依附して規模が拡大する事



例は少なからず存在するが、同一次元における拡張として把握すべきであろう。<sup>(18)</sup>

以上、広汎な郷宗集団を統合した「主」に焦点をあて、その背景をなす社会的位相について検討を加えてきた。その社会的位相は中央官僚から地方武吏に至るまで多様である。だがこの多様性の根底には共通した基調をみいだすことができるのである。周知のように西晋に入ると貴族制に門閥化の傾向が生じ、それと軌を一にして中央官僚として世代を重ねて郷里社会から遊離してゆくことが指摘されている。しかしながら少なくとも「主」に推された官僚士大夫の間には、比較的上層の中央官僚の家から寒門の地方望族に至るまで共通して濃厚な在地性をみいだすことができる。さらに官僚士大夫とは区別された地方武吏は、郷里社会の周縁に位置した。このように「主」の社会的位相はいずれも実体として郷里社会に深く根ざしていた。と同時にその一方で、郷里社会を超えた中央・州・郡・県の各次元に位置するのである。その意味で「主」の社会的位相は、王朝とその基層をなす郷里社会の間領域に位置する、両義的な性格をもつものであったといつてよいであろう。こうした「主」の社会的位相こそ、前章で述べたように例えば中央官僚の家を背景とする庾袞、郗鑒が

郡の枠組みを超えて、郡武吏の地位にあった郭默、李矩が郡の枠内で、広汎な郷宗集団を統合し、同時に郷宗集団に対して困難な状況に対処すべく全体的視野に立った情況判断と方向性を呈示しえた契機となったといつてよいであろう。

ところではかかる社会的位相は、即自的に「主」の地位に推される契機とはなりえなかった。例えば塢主陳午のあとを継いだ旧太僕東吏の従父陳川は「法を以て下を緝し、衆心附さず」と。ついで陳川の塢壁集団は内部から崩壊してゆく。すなわち「主」の人格性そのものが、集団の統合に必要な意義を担っていたことを看過できないであろう。つぎにこの問題を考察したい。

#### 第四章 諸集団の統合理念

それでは「主」の人格性が集団の統合の場においてどのような意義を担ったのか、先ずその具体相をみてゆこう。

高平金郷の郗鑒の事例について。繰返し指摘するならば、郗鑒は経済基盤をもたず、「主」に推された契機を経済的次元に求めることはできない。他方、郗鑒の背景となった社会的位相が、「名徳」「恩義」として広く郷人、州中の士の支持

を得、同時に郷里社会の枠組みを超えて州全域に及ぶ広汎な郷宗集団を統合した契機となったであろう。しかしながら郡鑿が「主」に推された直接の契機は、郡鑿の人格そのものにあった。郡鑿は郷人、州中の士から与えられた食糧をさらに宗族及び郷曲の孤老に分ち「頼りて全済する者甚だ多し」と。続けてつぎのようにいう。

咸相謂いて曰わく、今、天子播越し、中原に伯なし。当に仁徳に帰依すべく、以て亡ぶるに後るべしと。遂に共に鑿を推して主となし、千余家を挙げて俱に魯の嶧山に避難す〔晋書〕卷六七 郡鑿伝)

郡鑿が「主」に推されたのは、与えられた限りある食糧(註)をさらに宗族・郷曲に分かつという「仁徳」なる人格、かかる人格に対する帰依という人的結合関係の回路を通してであった。郡鑿の「仁徳」な行為は、宗族・郷曲の枠組みを超えて郷人・州中の士の間には延びたであろう。窮餒した郡鑿を郷人が「伝えて共にこれを飴(註)」ったように、一定の交流の場が存在したと思われる。

こうした郡鑿に示される統合の過程は、他の「主」にも共通してみいだすことができる。例えば、范陽遼の祖逖が洛陽陥落のとき親党数百家を組織したのは、祖氏の社会的位相を

背景としよう。他方、祖逖は流徙の途次で車馬を同行の老疾に譲り薬物・衣糧を同行者と共にし、すぐれて「権略」を發揮した。「是を以て少長咸これを宗とし、逖を推して行主となす」と(註)。ここでも祖逖が行主に推された直接の契機は、祖逖の統率力と卓越した人格性、かかる人格に対する同行者の帰依にあったといつてよい。

では地方武吏に眼を転じてみよう。河内懐の郭默は太守裴整が拉致された後、遺衆を率いて「自ら塢主となる」と。郡督将という地位が塢主となった契機であろう。その塢壁内においてつぎのような逸話がみえる。郭默の婦兄の陸嘉が「官米数石」を取り、妹に与えた。郭默は「違制」と。陸嘉は恐れて石勒のもとに亡命し、郭默は婦を殺して「無私」を明らかにしたと(註)。官米は塢壁集団の「制」に関わる公的な食糧であろう。郭默はこの制を破った家族を処罰することを通して「無私」なる人格を構成員に示したと解せよう。ここでもまた「主」の人格が集団の統合に深く関連するのである(註)。

このように集団の統合の場においては共通して、先述してきた政治的軍事的指導性とは次元を異にする、「主」の他の人々と食糧を分かちあう行為に表象される人格性をみいだすことができる。さらに、かかる人格に対する構成員の帰依という

人的結合関係が重要な機能をはたしていたといつてよい。では、日常生活の場から離脱した地平において生きた実体として機能したかかる人的結合関係の淵源をどこに求めたらよいのであろうか。

この問題を考察するためのまとまった手がかりは、すでに多くの先学の言及するところであるが、庾袞の率いた禹山の塙に求められよう。先述したように庾袞が「主」に推される、構成員(諸羣士)との間に誓約がとりかわされる。

険を恃むこと無かれ、乱を怙むこと無かれ、隣を暴すこと無かれ、屋を抽くこと無かれ、人の植うる所を樵採すること無かれ、非徳を謀ること無かれ、非義を犯すこと無かれ。力を勤む心を一にし、同じ危難を恤えん(『晋書』卷八 八 孝友・庾袞伝)

ここで注目したいのは、この誓約の呈示する具体的な条項が現れ方を異にするにせよ、日常生活の様々な局面にもみいだせることである。二、三の具体的事例を挙げてみよう。

(1) 後漢末、樂安博昌の任嘏の逸話。

比居者、擅に嘏の地数十畝を耕し、これに種う。人以て嘏に語く。嘏曰わく、我自ら以てこれに借すのみと。耕す者これを聞き、慚じ謝して地を還す(『三国志』卷二七 王昶

伝注引別伝)

この事例では隣人の土地を侵すことが題材となっている。西晋末、陳留外黄の范喬にも類似した構成の逸話がみえ、ここでは「喬の邑人、臘夕に其の樹を盜斫す」とあるように、樹木の盜樵が題材となる。

(2) 東晋末、吳興武康の沈道虔の逸話。

(沈道虔)、常に拮拾を以て自ら資す。同に拮う者、穢を争う。道虔これを諫むるも止まず。悉く其の得る所を以てこれに与う。争う者愧慙し、後に争うごとに輒ち云わく、居士をして知らしむること勿かれと(『宋書』卷九三 隱逸・沈道虔伝)

落穂拾いの場における落穂をめぐる争い、それを沈道虔がどう解決したかが主題である。

このように他人の土地・樹木などを奪うこと、落穂を奪いあうことは、むしろ日常生活の様々な局面で頻発するであろう。重要なのは、かかる逸話が呈示するものが何かという点にある。この問題については別の機会に考察したことがあり、そこでの論旨を要約しておきたい。(2) いずれの逸話も共通して当事者の間には本来従属関係はないこと、相互に独立

した生産者を前提としているといつてよい。(2)このように他人の所有に係るものを奪うことは、当事者間の争いをひきおこし、ひいては郷里社会全体の秩序の危機を招来するであろう。争いを廻避しえたのは任叡がそれを黙認し沈道虔が落穂を与え、いわば無償の施与を行ったことが契機となる。(3)このような人格に対して隣人や争いの当事者は「慚」「愧慙」の意識を抱き、奪った土地を返却し争いを止める。同時にそれは庶民の倫理意識のあり方を示すものである。(4)こうした卓越した人格と当事者との間に結ばれた関係は、単に両者の間にとどまらなかった。任叡の逸話はこう結ばれる。邑中に争訟がおこると任叡に裁定をまかす、「不順」な子弟に対しては父兄が「汝の行方所、豈に任君をして知らしむべけんや」と叱責したと。すなわち邑の境域にまで、また父兄―子弟の関係を通してこの人的結合関係は拡張してゆくのである。かくしてかかる人的結合関係を基軸として、一定の地域社会に礼教的な秩序が形成される。附言するならば、このような人的結合関係の拡張、社会秩序の形成は、任叡の事例に示されるようにときとして父兄―父老層を媒介とする。例えば庾袞につきのような逸話がみえる。何者かが庾袞の家の墓樹を盗斬した。庾袞は隣人を墓前に集めて先人の樹を守れなかった

のは「袞の罪なり」と自責する。「父老戚亦これがために垂泣し、自後、人これを犯す莫し」と。この逸話の根底には庾袞―父老層―郷里の人々という重層構造が伏在しているといつてよいであろう。

禹山の塙における誓約に戻ろう。先述したように禹山の塙壁集団は本来統属関係をもたぬ郷宗集団の集合体であった。

このような集団においては、「暴隣」「抽屋」「樵採人所植」などの塙壁の内外に対する侵奪行為はより深刻な秩序の危機をもたらしたのである。加えて大頭山の塙では木実・石蕊(吾の一種)を、禪山の塙では野鼠・蟄燕を採食したと。こうした極限的な飢餓状況における非常食の採集は、沈道虔の落穂拾いの事例以上に深刻な争いの契機を内包していたであろう。誓約は塙壁集団の外に対する防衛のみならず、内に対する秩序維持を目的とするものであったと思われる。ここで誓約が庾袞と構成員との間に結ばれたことに注目したい。増淵龍夫氏が呈示したように「約」は主に対する構成員の支持、心情的な結びつきという場に成立する。禹山の塙における誓約が生きて機能するのは、庾袞の政治的指導力のみならず、後述するように任叡、沈道虔とも共通するような人格、かかる人格に対する構成員の帰依という人的結合関係を通してで

あろう。

このようにみてくるならば、禹山の塙における誓約と、任叡・沈道虔らの逸話がさし示す日常生活の場における統合のあり方との間には共通した構造をみいだすことができる。本来統属関係をもたぬ独立した生産者―郷宗集団を前提とすること、卓越した人格に対する一定の地域社会の人々―構成員の帰依という人的結合関係(邑里の賢長者、ときとして父老層を媒介とする)、かかる人的結合関係を基軸として成立する統合など。日常生活の場においてはこの構造は不文律として存在し、地域社会の秩序の危機に際して逸話のさし示す回路を通して顕在化する。塙壁集団のように、より広汎な郷宗集団が集結し、しかも自衛を目的とするとき、誓約として明文化されるのではないだろうか。

さて、この誓約に続いて塙壁内での共同労働が述べられる。是に於いて險阨を峻しくし、蹊徑を杜ぎ、壁塙を修め、藩障を樹つ。中庸を考え、丈尺を計り、劳逸を均しくし、有無を通じ、器備を繕完し、力を量りて能を任ず。物、其の宜に応ず。

この共同労働は自衛を目的とするものであるが、その根底にひそむ理念に注目したい。「中庸」以下の文脈は、労働の内

容と量とを斟酌し、構成員各自の能力に応じた労働の均分をはかったと理解できよう。この共同労働の編成の仕方はまた塙壁集団の組織のあり方と表裏一体の関係にあったと思われる。先述したように庾袞は邑里の賢長者を再編成して全体を統率する。続けて「分數既に明らかにして号令二ならず。上下礼あり、少長儀あり。其の美を將順い、其の悪を匡救す」と。組織内での構成員各自の位置づけが明確にされ、その相互の関係は「上下有礼、少長有儀」とあるように礼教理念に依拠した。共同労働における労働力の編成の仕方もこれと対応しよう。

ところで、この塙壁集団における共同労働のあり方もまた、日常生活の一定の局面にみいだすことができるのである。飢饉のときにつきのような記事がみえる。

(庾袞)又邑人と山に入りて橡を拾う。夷嶮を分かち、長幼を序で、易きを推り、難に居す。礼、違う者なし。

飢饉時の非常食の橡を採集するために、山中の平坦な場と峻しい場を分け長幼によってわりふりしたのであろう。邑人、すなわち郡の境域に及ぶ人々の労働を年令を基準にして均分化し、いわば礼教理念に依拠して再編したと。ところで山林や収獲後の田地の落穂は一帶の人々の共同の場であり、再生

産を補充する場であつたと思われ<sup>(18)</sup>る。かかる場では沈道虔の事例の示すように、深刻な争いを生じたであろう。庾袞は糠を拾い易い場所を他者に譲り、自らは拾い難い場所を選んだ。すなわち糠を他者に譲つたことを意味しよう——沈道虔が落穂を与えたように。このような限られた食糧を他者に分かつことのできる人格、かかる人格に対する邑人の帰依という人的結合關係を通して「礼無違者」という秩序が形成されたといつてよい。このように塙壁内での共同労働のあり方、その根底にひそむ理念はまた、日常生活の共同の場における労働のそれと共通するのである。

以上、塙壁集団の統合理念は、日常生活の場における様々な局面にもみいだせる。独立した生産者間の利害対立と秩序の危機、こうした局面において自らの物を他者に分かつことのできる人格、かかる人格に帰依する郷里社会の人々の意識構造——それは郷里社会の枠組みを超えて、ときとして父老層を媒介として一定地域まで拡張する——、それを通じて整序化される庶民の倫理意識など。戦乱によって郡県の地域社会が分裂に分裂を重ねてゆく過程で、かかる人格を「主」として幾つかの郷宗集団が集結してより上位の集団が形成された背後には、日常生活の場におけるこうした統合理念がひそ

んでいたと思われる。その意味で西晋社会はそれ自体、こうした諸集団を形成するダイナミズムを内包していたのではないだろうか。

#### 結語にかえて——諸集団の再編について——

以上、西晋末の極限的な時代状況を背景に形成された様々な諸集団について考察してきた。王朝が内部から瓦解し郡県の地域社会が四分五裂の状況に陥ってゆく過程で、民間において大小の諸集団が自律的に組織された。なかでも西晋末に特徴的に現れる大規模な集団は、特定の人格を結節点として基層的な郷宗集団が集結したものであった。この「主」と呼ばれた集団の統合者は、いずれも社会的な中間領域——王朝とその基層をなす郷里社会の両義的な境界——に位置する。かかる境界が個々の郷里社会の郷宗集団の枠組みを超えたより上位の集団を統合し、同時に困難な状況に対処するための方向性を指示しうる契機となった。さらには何よりも「主」に共通する卓越した人格、かかる人格に対する構成員の帰依という人的結合關係を基軸として、集団の統合が成立するのである。こうした人的結合關係は、もとより日常生活の場

——郷里社会、ときとして郡にまで拡張する——の根底に潜  
在していたものであり、永嘉の大乱という危機的な時代状況  
において一挙に凝集し顕在化したといつてよいであろう。す  
なわち西晋王朝の基層社会はそれ自体、かかるダイナミズム  
を内包していた、と。

それでは、これらの諸集団は東晋、五胡十六国諸政権の樹  
立過程において、どのように整理化され再編されたのか、そ  
の再編の理念とはどのようなものであったのか、この問題を  
簡単に展望して結語にかえたい。

幽州東部の鮮卑慕容燕のもとには、各地から多数の漢人士  
庶が流入した。渤海裔の高瞻、東萊の鞠彭の率いた集団も  
そのひとつである。三一〇年代後半、慕容廆は四郡を立てて  
それぞれ冀、豫、青、并各州の流民を統治させ、主に望族出  
身の漢人を長官に任命した。<sup>(29)</sup> 三四〇年代半ばの慕容皝の代に  
はこれらの諸郡を廃止、燕国のもとに五県を設立してそれぞ  
れ勃海、河間、広平・魏郡、東萊・北海の各郡及び呉方面の  
流民を統治させた。<sup>(30)</sup> また漢、前趙、後趙の各政権のもとでは  
大規模な徙民政策も実施されたが、その一方で領域下に入っ  
た塙壁集団を在地のまま統轄し、集団の統率者を將軍、都尉、  
守宰などに任命している。<sup>(31)</sup> このように五胡十六国諸政権のも

とでは流入してきた難民を本籍地の州・郡単位で再編し、あ  
るいは在地のまま統轄したのである。一方、東晋政権のもと  
では周知のように、僑州・郡・県が設立された。先述したよ  
うに揚子江中流域南岸の孱陵県界隈に河東郡を僑立し、旧河  
東郡から流入した難民集団を統治した。だが河東郡に属した  
八県には、旧河東郡以外の郡乃至県も含まれており、この一  
帯には各地からの難民集団が難居していたと思われる。さら  
に旧河東郡の流民は揚子江流域の各地に散在していた。東晋  
政権では流民を本籍地ごとに集結せしめて再編したのではな  
く、難民集団が多数流入した地域に州・郡・県を僑立して統  
治したのである。<sup>(32)</sup>

このような東晋、慕容燕各政権のもとでの難民集団の統治  
の実態については不明な部分も多い。だがここで注目したい  
のは、理念上、本籍地の州・郡・県を基準として行政機構を  
設置し、難民集団を再編したことである。先述したように州・  
郡・県の地域社会は単に行政区画としてのみではなく、「郷  
里」としても観念された。戦乱で分裂した地域社会から形成  
された諸集団を再編する理念は、この「郷里」に依拠したの  
ではないだろうか。

ところで、揚子江流域に流入した大規模な難民集団は軍事

機構に編入され、東晋王朝の樹立に大きな役割をはたした。

これら集団の「主」は、例えば第一のグループの祁驥が二品官からさらに一品官に任命され、第二のグループの祖約、蘇峻、第三のグループの郭黙らは三品官に任命された。川勝義雄氏はこれを「郷論主義とそのイデオロギー」にもとづくヒエラルキー原理」による整序化とみなしている。<sup>(四)</sup>とするならば、東晋政権における諸集団の再編の理念は、「郷里」と「郷論主義」にあったことが予想されるのである。

では、こうした東晋政権の再編の理念と、北来難民集団や江南土着の郷里社会などの基層的な社会集団の具体的な相互関係がどのようなものであったのか、また五胡十六国政権のもとで漢人の流民集団、塙壁集団がどのような展開をとげたのか、これらの問題については今後の課題として検討してゆきたい。

#### 註

- (1) 『晋書』卷六七 祁驥伝。
- (2) 『晋書』卷六三 李矩伝。
- (3) 『敦煌石室本晋紀』(羅振玉『鳴沙石室佚書』所収、及びペリオ文書二五八六号)
- (4) 塙壁集団の研究には概ね以下のようなものがある。

(i) 塙壁集団そのものに関する研究

- (a) 魏晋時代 ① 那波利貞「塙主致」(『東亜人文学報』二一四一九四三年) ② 佐久間吉也「晋代の塙主」(東京教育大学東洋史学研究室編『東洋史学論集』第三 不味堂 一九五四年、所収)など。(b) 前漢末〜後漢時代 ① 胡肇椿「樓榭塙壁与東漢の階級闘争」(『考古』一九六二—四) ② 金発根「塙壁溯源及兩漢的塙壁」(『歴史語言研究所集刊』三七 一九六七年)

(ii) 村制との関連から

- ① 宮川尚志「六朝時代の村について」(『羽田博士頌寿記念東洋史論叢』一九五〇年、後に『六朝史研究 政治・社会篇』平楽寺書店 一九六四年、所収)。
  - ② 曾我部静雄「合制より見たる日華村落の成立過程」(『文化』二一(復刊五) 一九五〇年)、『中国及び古代日本における郷村形態の変遷』第二章(吉川弘文館 一九六三年)。
  - ③ 宮崎市定「中国における聚落形体の変遷について——邑・国と郷・亭と村に対する考察——」(『大谷史学』六 一九五七年)、「中国における村制の成立——古代帝国崩壊の一面——」(『東洋史研究』一八一—四 一九六〇年)。
- 後にいずれも『アジア史論考』中巻(朝日新聞社 一九七六年)に所収。

(iii) 六朝社会経済史との関連から

- ① 何茲全「魏晋時期荘園経済的雛形」(『食貨』創刊号 一九三四年)
- ② 武仙卿「魏晋時期社会経済的転変」(『食貨』一一—一九三四年)
- ③ 余遜「說魏書李冲伝論宗主制」(『歴史語言研究所集刊』二〇下 一九四九年)
- ④ 唐長孺「晋代北境各族『麥乱』的性質及五胡政權在中国的統治」(『魏晋南北朝史論叢』三聯



書店 一九五五年) ⑤金猪根『永嘉乱後北方的豪族』(台湾商務印書館 一九六四年) ⑥趙克堯「論魏晉南北朝的塙壁」『歴史研究』一九八〇一六) ⑦歐陽熙「魏晉時期塙壁組織的性質及其作用」(『中国古代史』一九八二一七 原載「廣州師院学报」一九八一—四) ⑧土屋紀義「南漢交替期における豪族の動向——民衆叛乱への対応をめぐって——」(『青年中国研究者会議編『続中国民衆反乱の世界』汲古書院 一九八三年、所収)

(iv)陶淵明「桃花源詩并記」との関連から

- ①陳寅恪「桃花源記旁證」(『清華学报』一一一—一九三六年)  
②唐長孺「読、桃花源記旁證」(『魏晉南北朝史論叢統編』三聯書店 一九五九年) ③勝村哲也「中国中世共同体試論」(『東方学报』京都 五二—一九八〇年)など。

(5) 主なものに、川勝義雄「貴族制社会と孫呉政権下の江南」(『中国中世史研究会編『中国中世史研究』東海大学出版会 一九七〇年、所収。後に「魏・西晋の貴族層と郷論」と改題、『六朝貴族制社会の研究』岩波書店 一九八二年、所収)。谷川道雄「中国中世社会と共同体」(『国書刊行会 一九七六年』など。同様の視角から田疇、庾袞の塙に言及したのものとして、この外、増淵龍夫「戦国秦漢時代における集団の『約』について」(『東方学論集』第三 一九五五年、所収。後に「中国古代の社会と国家」弘文堂 一九六〇年、所収)、堀敏一「九品中正制度の成立をめぐって——魏晋の貴族制社会にかんする一考察——」(『東洋文化研究所紀要』四五 一九六八年)など。

(6) 例えば、矢野主税「門閥社会成立史」(『国書刊行会 一九七六

年)、越智重明「漢六朝史の理解をめぐって」(『九州大学東洋史論集』五 一九七七年)など。なお、六朝貴族研究の動向については、拙稿「六朝貴族研究の現況——豪族・貴族・国家——」(『名古屋大学東洋史研究報告』七 一九八一年)参照。

また最近では中村圭爾「郷里」の論理——六朝貴族社会のイデオロギー——(『東洋史研究』四一一—一九八二年)が、官僚士大夫が郷里社会から遊離しているという前提に立って、郷里社会の実体から乖離した虚偽意識としての「郷里」のイデオロギーについて論じている。

(7) 趙氏論文については、谷川道雄「六朝社会史をめぐる最近の研究動向——分期問題と共同体論——」(『唐代史研究会編『中国歴史学界の新動向』刀水書房 一九八二年)に詳しい紹介がある。

(8) 『晋書』卷一〇一 劉元海載記。

(9) 八王の乱については、最近の福原啓郎「八王の乱の本質」(『東洋史研究』四一一三 一九八二年)、同氏「西晋代宗室諸王の特質——八王の乱を手掛りとして——」(『史林』六八—二一九八五年)など。

(10) 主に『晋書』卷一二〇 李特、李流載記など。

(11) 『晋書』卷三七 高密文献王泰伝附新蔡武哀王騰伝、及び同上卷五九 東海王越伝。なお、乞活については周一良「乞活考」(『燕京学报』三七 一九五〇年、後に『魏晉南北朝史論集』中華書局 一九六三年、所収)参照。

(12) 『晋書』卷一四中 地理志上・并州条。また梁方仲編著「中国歴代戸口・田地・田賦統計」(上海人民出版社 一九八〇年)四

一一四六頁参照。

(13) 『晋書』卷六二 劉琨伝。

(14) 『晋書』卷二〇一 劉元海載記。

(15) 『晋書』卷六三 李矩伝。

(16) 『晋書』卷一〇四 石勒載記上。また同上卷五 懷帝紀・永嘉四年十二月條に「乙酉、平陽人李洪、帥流入入定陵作乱」とあり、同じ襄城郡の定陵県に移動して叛乱をおこしている。

(17) 『晋書』卷一四上 地理志上。また『宋書』卷三七 州郡志三・荊州條に「南河東太守……晋成帝咸康三年、征西將軍庾亮以司州僑戶立」とあり、この南河東郡のことであろう。房陵県は西晋では南平郡に、漢代では武陵郡に属した(『後漢書』郡国志四)。

(18) 『晋書』卷七十二 郭璞伝。また『世說新語』術解第二〇引『璞別伝』に「便結親暱十余家、南渡江、居于暨陽」とある。

(19) 『魏書』卷四二 薛弁法。

(20) 『晋書』卷一一二 苻生載記。

(21) 『資治通鑑』卷一〇〇 晋紀二二、胡三省注。また『說史方輿紀要』卷四一 山西三・垣曲県條に「裴氏堡……晋永嘉末、居人裴氏築堡自守処也。後因置屯戍於此」とある。

(22) 『晋書』卷三五 裴秀・伝附綽伝に「初、裴・王二族、盛於魏晋之世、時人以爲八裴方八王」とある。また『世說新語』品藻第九参照。

(23) 西晋末の裴氏の動向については、とりえず『晋書』卷三五 裴秀・伝附綽伝、同上附楷伝、同上卷一〇八 慕容廆載記附裴嶷伝、同上卷八六 張軌伝など。また矢野主税「裴氏研究」(『社会科学

学論叢』一四 長崎大学学芸学部 一九六五年)参照。

(24) 裴氏は前秦符堅の幽州、涼州遠征の過程で再び河東郡に帰還し、北魏では本郡太守を輩出して強大な在地勢力となった。その時期の裴氏の動向については『唐書』卷七一上 宰相世系表、『魏書』卷八八 良吏・裴佗伝など。また前掲註矢野論文、第二節参照。

(25) 柳氏については『唐書』卷七三下 宰相世系表。柳奢については『晋書』卷一〇七 石季龍載記下に「貴嬪柳氏、尚書省之女也」とある。

(26) 『三国志』卷一五 司馬朗伝。また河内獲嘉(西晋では汲郡)の楊俊も「河内処四達之衝、必為戰場」という(同上卷二三楊俊伝)。

(27) 永寧元年(三〇一)の三王起義のとき河内温界限は激戦地となり、趙王倫側の「士卒万四千余人」が戦死した(『晋書』卷五九 趙王倫伝、成都王穎伝)。

(28) 『晋書』卷六三 郭默伝、同上卷五 懷帝紀・永嘉四年九月條。  
(29) 『水経注』卷九 沁水條引「郭縁生述征記」に「河之北岸河内懷県有殷城……昔劉曜以郭默為殷州刺史、督縁河諸軍事、治此」とある。本伝では郭默は偽降したという。

(30) 河内軹県界限には鍾繇塢(鍾公壘)、白騎塢があった。『水経注』卷七 濟水條。

(31) 『晋書』卷一〇四 石勒載記上。

(32) 『晋書』卷一〇〇 王彌伝、同上卷四 惠帝紀・光熙元年三月條、同上卷五 懷帝紀・永嘉元年二月條など。

(33) 『晋書』卷六一 荀晞伝。また『北堂書鈔』卷七二・刺史一

六〇引『王隱晋書』に「役煩賦重、民不堪命、日斬千人、血流成川、号日屠伯、人屍漂流入他州」と。

(34) 『晋書』卷一〇二 劉聰載記。

(35) 曹疑については、『晋書』卷五 懷帝紀・永嘉四年十一月條及び永嘉五年正月條、同上卷一五上 地理志下、同上卷四五 劉毅伝附敏伝、同上卷六一 荀晞伝、同上卷一〇〇 王彌伝、同上卷一〇二 劉聰載記、『元和郡縣圖志』卷一〇・広固縣條など。また広固城については、『元和郡縣圖志』同條の外、『水經注』卷二六 溜水條など。

(36) 掖県は東萊郡に属す。蘇峻は曹疑から「掖令」に表せられたとあり、一方、蘇峻が射獵した「海辺青山」は『東晋疆域志』に拠れば長広郡不其県界隈に位置する。長広郡挺県か東萊郡掖県か判然としない。

(37) 『晋書』卷一〇〇 蘇峻伝。なお袁本『世説新語』方正第五注引『王隱晋書』に「招合流旧三千余家」とあり、本伝では「百姓流亡、所在屯聚、糾合得数千家」とある。ここでは『世説新語』に拠る。

(38) 『資治通鑑』卷八六・晋紀八・永嘉元年條、同上卷九一・晋紀一三・太興二年條。なお東萊鞠氏についての記録は『晋書』にはみあたらない。『元和姓纂』卷一〇・鞠氏の條に「東萊漢尚書令鞠譚後、支孫又居東萊」とある。

(39) 『資治通鑑』卷九一・晋紀一三・太興二年條。

(40) 『晋書』卷一〇五 石勒載記下。

(41) 『晋書』卷九一 儒林・徐邈伝。なお徐澄之の孫、東晋徐邈は東莞姑幕の人とあるが、姑幕県は西晋では城陽郡に属した。

(42) 「見山中火起……又聞人馬鎧甲声、謂(曹)疑賊上、人皆怕懼……引騎到山下、無有人……明往視山中……唯有鬪饅百頭」と。

(43) 『晋書』卷六七 鄒豎伝。

(44) 『晋書』卷一〇五 石勒載記下。

(45) 同右に「於是盡有司・亮之地、徐・豫濱淮諸郡県皆降之」とある。また『資治通鑑』卷九三・晋紀一五・太寧三年條に「於是司・豫・徐・亮之地、率皆入於後趙、以准為境矣」と。

(46) 中村圭爾前掲註(6)論文参照。一例を挙げれば、河済の間の塙主劉遐について「郷人冀州刺史邵統深器之(劉遐)、以女妻焉」(『晋書』卷八一 劉遐伝)と。劉遐は司州・広平易陽の人。邵統は司州・魏郡安陽の人(同上卷六三 邵統伝)。州の範圍でも「郷人」であった。

(47) 『晋書』卷六三 邵統伝に、石勒に降った邵統が石勒に「晋末飢乱、奔控無所、保合郷宗、庶全老幼」と述べたとある。これに拠る。

(48) 『太平御覽』卷八八八 妖異部四・变化下引『幽明録』。

(49) 後漢代の広東の出土陶屋には家屋を泥壁で囲繞したものがあり、塙壁に相当するという。胡肇椿前掲註(4)(i)(b)①論文、林巴奈夫編『漢代の文物』(京都大学人文科学研究所 一九七六年)参照。

(50) 『水經注』卷八 濟水條。

(51) 『宋書』卷八八 薛安都伝。

(52) 以下年代順に記す。①三九八年 郟城屠各董晃、杏城盧水郝奴、河東・蜀薛榆、氏帥符興、各率其種内附(『魏書』卷二 太

祖紀) ②四一三年 河東民薛相率部内属(同上卷三 太宗紀)

③四二三年 河東・蜀・薛定・薛輔率五千余家内属(同上)。

(53) 薛氏一族は「三薛」とよばれたように本来三つの營部に分かれていた。薛強のときに「総攝三營」と。その後また幾つかの營部に分かれたのであろう(『魏書』卷四二 薛弁伝)。

(54) 『魏書』卷三 太宗紀・永興三年四月條、同上・泰常三年正月條。

(55) 陳寅恪「魏書司馬敏江東民族條證及推論」(『歷史語言研究所集刊』一一 一九四二年)、及び余遜前掲註(4)(備③論文参照)。

(56) 最近のものとして土屋紀義前掲註(4)(備⑧論文など)。

(57) こうした事例は枚挙にいとまがない。一例のみ挙げると太原西南の汾水河岸にあった「銅壁」は『資治通鑑』卷一〇〇・晉紀二二・升平二年條の胡三省註に拠れば「河汾之間有銅川、其民遭亂、築壘以自守」と。だが四世紀半ば、前秦の冀州刺史張平が叛亂をおこしたとき銅壁に依拠している。(『晉書』卷一一三 苻堅載記上)。

(58) 『晉書』卷六三 李矩伝。

(59) 『晉書』卷六三 郭默伝。

(60) 『晉書』卷一五上 地理志下、梁方仲編前掲註(12)書。

(61) 徐澄之の孫の徐邈は「少与郷人臧壽苻名。……及孝武帝始覽典籍、招延儒学之士、邈既、東州儒素、太傅謝安、以応選」と(『晉書』卷九一 儒林・徐邈伝)。一方、徐邈の弟徐広と交友のあった東莞苻(西晋では城陽苻)の臧壽は「晋孝武帝太元中、苻將軍謝安始立国学、徐・亮二州刺史謝玄、壽為助教」と(『宋

書』卷五五 臧壽伝)。徐邈と臧壽、徐広と臧壽の関係、徐邈と臧壽の類似した官歴を勘案するならば郷人臧壽と東莞苻の臧壽は同一人物であった蓋然性が高い。姑幕の徐氏と苻の臧氏との関係の深さからすれば、臧壽も城陽苻の人かと思われる。

(62) 『晉書』卷一〇八 慕容廆載記附高瞻伝。

(63) 『晉書』卷一四中 地理志上、及び梁方仲編前掲註(12)書参照。

(64) 『三国志』卷一五 司馬朗伝。その他、同上卷一〇 荀彧伝、同上卷二四 高柔伝にも類似した構成の逸話がみえる。

(65) 『春秋左伝』隱公十一年の杜預注に「庶姓、非周之同姓」とあり、異姓を意味する。また『礼記』卷三四・大伝の孔穎達疏に「庶、衆也。高祖以外、人転広遠、分姓衆多、故曰庶姓也」とあり、多田狷介氏はこの記述に依拠して「庶姓」は「同族」の外周の疎族を指している」とするが、ここでは同族の周辺に位置する異姓、つまり郷曲と理解すべきであろう。同氏「潁川庾氏の人びと——西晋代の庾衰を中心に——」(木村正雄先生退官記念事業会編『木村正雄先生退官記念東洋史論集』汲古書院 一九七六年、所収)二八頁参照。

(66) 同氏前掲註(65)論文。

(67) 以上庾衰については『晉書』卷八八 孝友・庾衰伝。

(68) 『晉書』卷一四上 地理志上、梁方仲編前掲註(12)書参照。

(69) 以上郗鑒については『晉書』卷六七 郗鑒伝。

(70) 『水経注』卷二五 泗水條。

(71) 『晉書』卷六二 祖逖伝。

(72) 『晉書』卷一〇〇 杜弼伝に「時巴蜀流人汝班・塞頌等数万家、布在荆湘間……会蜀賊李驤殺俱令、屯聚衆郷、衆数百人……」

蜀人杜疇・蹇撫等復擾湘州」とあり、後に杜叟の叛乱に参画した汝班・蹇碩や李骧、杜疇、蹇撫らの叛乱の指導者はまた難民集団の統率者ではなかったろうか。また『華陽国志』卷八 大同志に「永嘉元年春、時益州民流移在荆・湘及越嶲・牂牁。益州刺史羅尚、書(當作施)置郡県、就民所在、又施(当有置字)諸村参軍(顧校廖刻本に抛る)とあり、羅尚が郡県を備置して流民を組織化しようとしたことが窺える。

(73) 『晋書』卷一〇〇 杜叟伝、以下杜叟については同伝。

(74) 『晋書』卷四三 王戎伝附澄伝。なお杜叟の乱については、大澤陽典「杜叟の乱とその周辺」『立命館文学』四三九・四四〇・四四一 一九八二年)など参照。

(75) この外、叛乱集団が特定の人物を「主」に推戴した事例は枚挙にいとまがない。一例のみ挙げると、『晋書』卷九四 隱逸・霍原伝に「又有遼東囚徒三百余人、依山為賊、意欲劫(奪)原為主」と。霍原は燕国広陽の処士であった。

(76) 同氏前掲註(65)論文及び同氏「魏晋代の潁川庾氏について」『史艸』一六 一九七五年)。

(77) 同右。

(78) 『晋書』卷五〇 庾純伝。

(79) 庾乗については『晋書』卷五〇 庾峻伝に「庾乗)、才学治聞、漢司徒辟、有道徴、皆不就」と。また蘇林の庾峻に対する言辭、「尊祖(庾乗)高才、而性退讓、慈和汎愛、清静寡欲、不營当世、惟修德(行)而已」。なお『元和姓纂』卷六に「魏襄城令庾乘」とあり三国魏には出仕したらしい。庾遁については『晋書』卷五〇 庾峻伝に「廉退貞固、養志不仕」とある。

(80) 『晋書』卷八八 孝友・庾袞伝。

(81) 庾袞については以下も同右。

(82) 拙稿「後漢後半期の処士に関する一考察」(『琉球大学法文学部紀要(史学・地理学篇)』二六 一九八三年)参照。

(83) 同右。また庾袞については拙稿「魏晋社会の統合理念について——潁川庾袞を例として——」(『名古屋大学文学部東洋史学研究室編『地域社会の視点——地域社会とリーダー——』一九八二年、所収)で簡単な素描を試みた。

(84) 郝隆については以下とも『晋書』卷六七 郝隆伝附隆伝。郝隆以前の郝氏の家系は郝隆の曾祖父にあたる後漢末の御史大夫郝慮の名が伝わるのみである。

(85) 郝隆は「初為尚書郎」とあり尚書郎が起家官かと思われる。また吏部郎は貴族主義的な清要官であった。郝隆は数度免官されており多少の紆余曲折はあるものの、その官歴はかなりのエリート・コースであった。宮崎市定『九品官人法の研究・科挙前史』(同朋舎・出版部 一九五六年)二〇八―二一七頁参照。

(86) 『世説新語』品藻第九注引『兖州記』に「于時高平人士偶盛、滿奮・郝隆達在(閩丘)冲前、名位已顯」とある。滿奮は魏太尉滿寵の孫。吏部郎、冀州刺史、尚書令(三官)となった『世説新語』言語第二注引『荀綽冀州記』及び『晋諸公贊』、『太平御覽』卷三七八 人事部一九・肥條引「異苑」など。閩丘冲は「家世二千石」。太傅長史、光祿勳となった『世説新語』品藻第九注引『荀綽兖州記』

(87) 郝隆については以下とも『晋書』卷六七 郝隆伝。

(88) ちなみに滿奮、閩丘冲とも洛陽陥落のときに殺害されている。

前掲註(86)参照。

(89) 『晋書』卷六二 祖逖伝。以下祖逖については同伝。

(90) 『北堂書鈔』卷六六・太子舍人條引『晋中興書』所引「范陽祖録」に「(祖納)、以門寒品爲能、清言明理、文義可觀、拜東宮舍人」とある。

(91) 宮崎市定前掲註(85)書一七九―一八〇頁。

(92) 『晋書』卷六二 祖逖伝に「(祖逖)、每至田舎、輒称兄意、散穀帛以賙貧乏。郷党・宗族以是重之」とある。また同上巻一〇〇 祖約伝に「(祖約)又占奪郷里先人田地、地主多怨」とある。

(93) 『太平御覽』卷五一六 兄弟下引『王隱晋書』。ちなみに祖逖は洛陽陥落当時「東海王越以逖爲典兵參軍、濟陰太守、母喪不之官」という。母の墓は成皋(河南郡)にあった(本伝)。祖約は「以孝廉爲成皋令」とある(本伝)。

(94) 『晋書』卷一一〇 慕容儁載記附李庶伝。

(95) 『世說新語』雅量第六引「祖約別伝」に東晋王朝に叛乱した祖約が襄国の石勒のもとに亡命したとき「約本幽州冠族、賓客填門、(石)勒登高望見車騎、大驚」と。ここにも祖氏の河北方面における影響力を窺うことができる。

(96) 『晋書』卷一〇八 慕容暉載記附高瞻伝。

(97) 『唐書』卷七一下 宰相世系表。後漢半ば頃から高隱に至るまで歴代郡太守に任ぜられている。

(98) 『晋書』卷一〇〇 杜駿伝。同伝に「(杜植)有名蜀土」とある。

(99) 徐澄之については『晋書』卷九一 儒林・徐邈伝。

(100) 宮崎市定前掲註(85)書五六九頁の補注②参照。また『晋書』

卷八九 忠義・易雄伝に、もとの県史で「卑賤」の出自の易雄が「交結豪右、州里稍称之、仕郡爲主簿……爲州主簿、選別駕(別駕從事史)、自以門寒、不宜久处上綱、謝職還家」と。すなわち州の綱紀に卑賤の出自者が就官するのは、かなり困難があった。

(101) 『晋書』卷一〇〇 蘇峻伝。

(102) 宮崎市定前掲註(85)書五七〇―五七一頁の補注⑦参照。

(103) 『晋書』卷一〇四 石勒載記上に旧乞活師陳午の司馬李頭が自らの集団を「我曹流人」、「我曹郷党」と称しており、その意識のうえで一般の難民集団と同一次元で把握できよう。

(104) 『敦煌石室本晋紀』前掲註(3)参照。

(105) 前掲註(100)の易雄の官歴参照。

(106) 『樂府詩集』卷八五 并州歌引『樂府広題』。

(107) 『晋書』卷六三 郭默伝及び『太平御覽』卷三八六 人事部二七・健條引「十六国春秋」前趙録。

(108) 『晋書』卷六三 李矩伝。

(109) 嚴耕望『中国地方行政制度史』上編(三)中央研究院歴史語言研究所專刊四五 一九六三年)二八五頁参照。

(110) 朱伺については以下も『晋書』卷八一 朱伺伝。将督は督将と同様の地位であろう。嚴耕望氏は「其名不一」と指摘している(同右書二八五頁)。また同右書二六三―二六七頁、三一四頁参照。

(111) 『晋書』卷七七 褚裒伝。また『世說新語』識鑒第七注引『晋諸公贊』に「王玄……後行陳留太守。大行威罰、爲鳩人所害」

とある。歌奴の余党が塙壁を築いていたのであろう。

- (112) 浜口重国『唐王朝の賤人制度』(東洋史研究会 一九六六年) 四〇〇—四一二頁参照。

- (113) 薛氏について附言するならば、薛氏は西晋において二名の刺史を輩出しており官僚士大夫の側面をもつ(『北史』卷三六 薛弁伝)。だが薛強が集団を統合しえた契機は在地豪族としての側面においてであろう。この外、在地豪族の塙壁集団と思われる事例を二、三挙げると、譙城に依拠した数千人規模の「流人塙主(譙國)張平、樊雅」(『晋書』卷六二 祖逖伝及び同上卷八一 桓宣伝)。樊陽にあった樊陽の民の張平、董邁の大柵塙は「遭荒鳩聚、流難保固」(『水経注』卷七 濟水條)と、いずれも郷里界限に塙壁を築き、そこに流民が依附したものであろう。

- (114) 『敦煌石室本晋紀』前掲註(3)参照。

- (115) 鄒鑿につきのような逸話がみえる。郷人が共に食事を供すると、鄒鑿は小さな甥をともなった。「郷人曰、各自飢困、以君賢欲共相濟耳、恐不能兼有所存」と(『晋書』卷六七 鄒鑿伝)

- (116) 『晋書』卷六二 祖逖伝。

- (117) 『晋書』卷六三 郭默伝。

- (118) この外、平陽の旧督護の李矩は「素為郷人所愛、乃推為塙主。……矩勇毅多權略、志在立功。……時飢饉相仍、又多疫癘、矩垂心撫恤、百姓賴焉」(『晋書』卷六三 李矩伝)と、ここでも李矩の軍事的な統率力と同時に「撫恤」をなしうる人格が重要な契機となっている。

- (119) 『晋書』卷九四 隱逸・范粲伝附喬伝。

- (120) 拙稿「後漢末の社会秩序形成について——『過』と『恥』

——」(『名古屋大学東洋史研究報告』五一 一九七九年)及び前掲註(83)拙稿。なお本章は昭和五七年度科学研費(総合研究A)「中国士大夫階級と地域社会との関係についての総合的研究」の研究成果の一部をもとにする(同研究成果報告書所収、拙稿「処士と郷里社会——後漢末〜魏晋期における郷里社会の統合について——」)。

- (121) 『晋書』卷八八 孝友・庾亮伝。また『本草綱目』草部二一石蕊拾遺にみえる陳時珍の集解に「石蕊……生袁州蒙山石上……蓋晋衣類也。……庾袞入山餌之、以代茗而已云々」と。

- (122) 『晋書』卷六七 鄒鑿伝。鰲燕は嶧山の洞穴に巣くう燕の一種か。

- (123) 同氏前掲註(5)論文。

- (124) 『孝経』事君章に「子曰、君子之事上也、進思盡忠、退思補過、將順其美、匡救其惡、故上下能相親也」とあり、かかる上下関係が想定されたのであろう。

- (125) 『晋書』卷八八 孝友・庾袞伝に「及麦熟、穫者已畢、而採摺尚多。(庾)袞乃引其羣子以退日、待其間。及其摺也、不曲行不旁獲、跪而把之、則亦大穫」と。沈道虔の事例と勘案するならば、その土地の所有者であるか否かに拘わらず、収穫後の田地の落穂は一種の慣行として一帯の人々が拾うことができたのであろう。

- (126) 『晋書』卷一〇八 慕容廆載記、「冀州人為襄陽郡、豫州人為成周郡、青州人為營丘郡、并州人為唐國郡」。また谷川道雄『隋唐帝國形成史論』(筑摩書房 一九七一年)七〇—七二頁、七七頁の註⑬・⑭参照。

(127) 『晋書』卷一〇九 慕容皝載記に「罷成周・冀陽・管丘等郡、以勃海人為興集県、河間人為寧集県、広平・魏郡人為興平県、東萊・北海人為育黎県、呉人為呉県、悉隸燕国」とある。

(128) 『晋書』卷一〇四 石勒載記上に「〔劉淵〕命〔石〕勒……寇魏郡・頓丘諸蠱壁、多陷之、假蠱主將軍・都尉、簡強壯五万為軍士、老弱安堵如故云々」と。また同上卷一〇五 石勒載記下に「徐・兗間蠱壁、多送任請降、皆就拜守宰」とある。

(129) 旧河東郡の聞喜、安邑県の外、永安、臨汾、弘農、謙、松滋、大威(広威)各県が僑立された(『晋書』卷一四上 地理志上)。

(130) 僑州・郡・県については、安田二郎「晋宋革命と雍州(襄陽)の僑民——軍政支配から民政支配へ——」(『東洋史研究』四二—一九八三年)参照。

(131) 同氏『六朝貴族制社会の研究』(前掲註(5)参照)二二三頁。また二二九—二四二頁参照。

(つづき) あきこ 琉球大学助教授